

あま市給食における
食物アレルギー対応の基本方針

あま市教育委員会

あま市

令和5年4月改定

はじめに

近年、食物アレルギーを有する児童生徒及び保育園児（以下、児童生徒等という。）が増加傾向にあります。本市においても、食物アレルギーを有し、給食において何らかの対応をしないといけないという、保護者からの申請書が提出されている児童生徒等が増加しています。

平成24年12月、東京都調布市において、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより命を落とすといった事故が発生しました。文部科学省はこの事故の後、学校給食における食物アレルギー対応指針を発行し、こうした事故が二度と起きないように、国、県、市教育委員会、学校など関係する機関がそれぞれ主体的に対応するよう求めてきました。

また、愛知県では、平成28年2月に学校における食物アレルギー対応の手引きを発行し、市教育委員会における対応として、食物アレルギー対応に関する委員会を設置し、定期的に協議の場を設けることを求めています。

本市では、食物アレルギー対策を個人の問題として捉えるのではなく、市全体で対応すべき問題であると認識し、安全安心な給食の安定的な提供が最重要であると考えます。楽しい給食の時間が、児童生徒等の体に健康被害を及ぼすことのないようにするため、平成30年9月に「あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針」を策定、適切な運用を図っています。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が改定されたことをうけ、令和3年度に「あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針」を改定し、令和4年度に除去食の提供を卵のみから乳を追加し、2品目へと拡充しました。

この度、あま市の行政組織の見直しの伴い、改定するものです。



基本方針

1. 学校給食及び保育園給食において、食物アレルギーを有する児童生徒等にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。
2. 市及び市教育委員会は、関係機関との連携を図る。また、学校及び保育園においても、食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、校内等における情報共有に努める。
3. 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。（小中学校）
4. 食物アレルギー対応を必要とする園児は、医師の診断による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出を必須とする。（保育園）
5. 学校及び保育園は、児童生徒等の食物アレルギーの現状を把握し、学校教育課や保育課のみならず、医療機関及び消防機関とも情報を共有する。
6. 食物アレルギー対応の充実を図るための環境を強化する。
7. 学校教育課は、各学校及び保育園と連携を密にし、ヒヤリハット事例の情報収集を行い、その情報を共有する。

* 児童生徒等とは、小学生、中学生及び保育園児をいう。

* 「保育所」と「保育園」は保育施設として違いはないが、「保育所」は児童福祉法に則った名称である。

1. 学校給食及び保育園給食において、食物アレルギーを有する児童生徒等にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

食物アレルギーを有する児童生徒等にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とし、以下の7点を給食における食物アレルギー対応の基本とする。

- (1) 安全性確保のため、食物アレルギーの原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- (2) 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや、注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入では食物アレルギー症状を発症しない児童生徒等を対象とする。
- (3) 食物アレルギーを発症すると、特に重篤度が高い食品（そば、落花生）は、献立には使用しないこととする。
- (4) 学校給食センターでの除去食の提供は、卵・乳の2品目とする。
- (5) 食物アレルギーを有する児童生徒等の人数が多い食品（卵・乳・えび・かに）は使用頻度を減らす。
- (6) 加工食品は必ず詳細な原材料配合表を取り寄せる。
- (7) アレルゲンとなる食品を使用する場合は、できる限り分かりやすい献立名とする。

2. 市及び市教育委員会は、関係機関との連携を図る。また、学校及び保育園においても、食物アレルギー対応に関する委員会を組織し、校内等における情報共有に努める。

(1) あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会を設置する。

市及び市教育委員会は、給食における食物アレルギー対応について、学校及び保育園関係者、学校給食関係者、医療関係者、市町村を管轄する消防機関、保護者、市教育委員会等が共通認識をもって食物アレルギーの対応に当たることができるようにする。そのため、あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会を設置し、定期的に協議の場を設ける。

あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱

(設置)

第1条 あま市給食における食物アレルギー対応に関し、学校関係者等から広く意見を聴取するため、あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市給食における食物アレルギー対応基本方針に関すること。
- (2) あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 消防機関関係者
- (6) 教育委員会関係者
- (7) 保育園関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた

場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

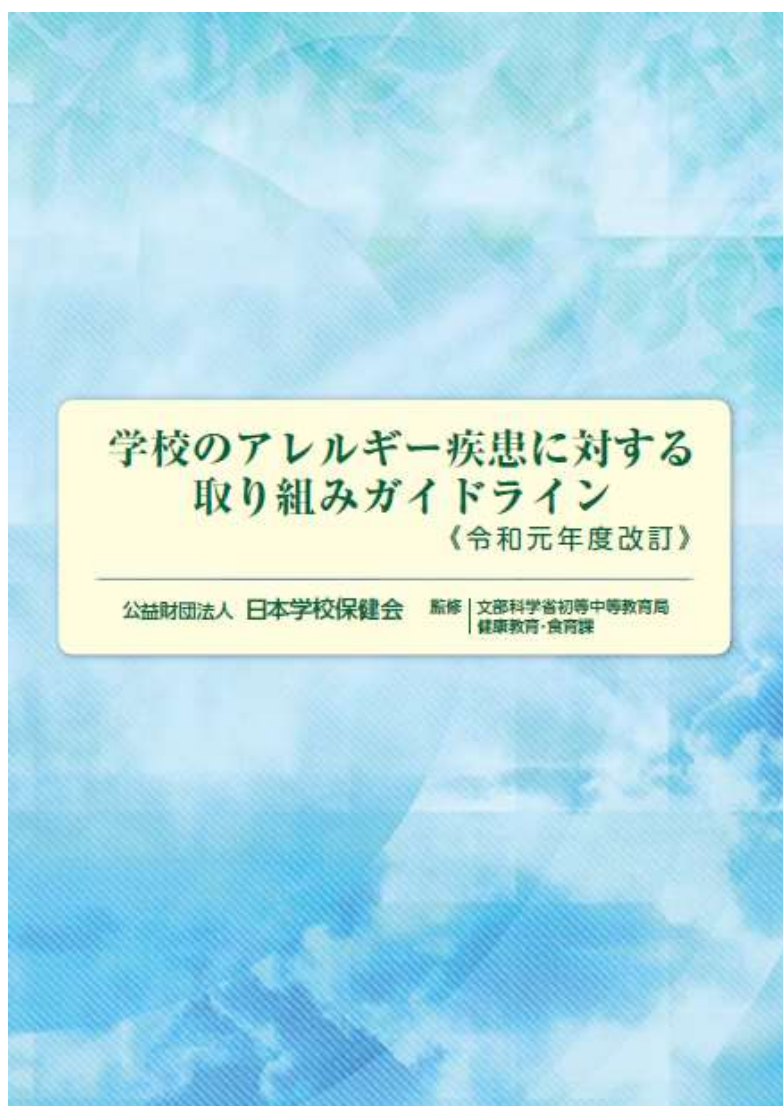
(2) 学校及び保育園ごとに、食物アレルギー対応に関する委員会を設置する。

校長及び園長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会(名称は適宜)を設置する。委員会では、児童生徒等の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議する。また、各関係機関と連携、具体的な対応訓練及び研修を企画、実施する。

3. 食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。（小中学校）

学校におけるアレルギー対応は、（公財）日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応を基本とする。

食物アレルギー対応を必要とする児童生徒（詳細な献立表の配布のみ対応している児童生徒も含む。）は、医師の診断による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を必須とすることで、対応の必要な児童生徒が限定され、効率的で適切な対応を実現する。



（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者
	アナフィラキシー 食物アレルギー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	Ⅳ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー Ⅴ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ） Ⅵ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去根拠を記載 1. 鶏卵（ ） 2. 牛乳・乳製品（ ） 3. 小麦（ ） 4. ソバ（ ） 5. ビーナッツ（ ） 6. 甲殻類（ ） 7. 木の实類（ ） 8. 果物類（ ） 9. 魚類（ ） 10. 肉類（ ） 11. その他1（ ） 12. その他2（ ） Ⅶ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	Ⅳ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅷ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖分解カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス Ⅷ その他の配慮・管理事項（自由記述）
気管支ぜん息 (あり・なし)	病型・治療 Ⅳ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅴ-1 長期管理薬（吸入） 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () Ⅴ-2 長期管理薬（内服） 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 () Ⅴ-3 長期管理薬（注射） 薬剤名 1. 生物学的製剤 () Ⅵ 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	Ⅳ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項（自由記述）	電話： _____ ★連絡医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日
	アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	Ⅳ 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、顔面の皮膚のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 重症：強い炎症を伴う皮膚が体表面積の30%以上に見られる。 ※軽度の炎症：軽度の紅斑、乾燥、掻痒主体の炎症 ※強い炎症を伴う皮膚：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 Ⅴ-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ） Ⅴ-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ ） Ⅴ-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	Ⅳ プール指導及び長時間の室外下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項（自由記述）
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	Ⅳ 病型 1. 過半数アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ） Ⅴ 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）	Ⅳ プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項（自由記述）	_____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	Ⅳ 病型 1. 過半数アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の発現期： 春、夏、秋、冬 Ⅴ 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 目下洗療法（タニ・スギ） 4. その他（ ）	Ⅳ 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項（自由記述）	_____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。
 保護者氏名 _____

4. 食物アレルギー対応を必要とする園児は、医師の診断による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出を必須とする。(保育園)

保育園におけるアレルギー対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」による対応を基本とする。

乳幼児の保護者の中には、間違った知識と指示に基づいて過剰な食物除去を行っている場合もあるため、除去食が必要な園児のみならず詳細な献立表の配布のみを行う園児全員に、主治医の診断による保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の提出を必須とする。これを必須とすることで、対応の必要な園児等の把握はもとより、保護者・学校給食センター・保育園との極め細やかな対応の実現をする。

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
(2019年改訂版)



厚生労働省

2019(平成31)年4月

「生活管理指導表」(表面)

(※特修式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

園名: _____ 園 長: _____ 担当: _____

氏名: _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (生) _____ 歳 _____ ヶ月 _____ 日

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに対して、園長が作成するものです。

病型・治療	保育所での生活上の留意点	氏名	氏名	氏名	
食物アレルギー (アレルギー) 1. 食物アレルギー疾患 2. アナフィラキシー疾患 3. その他 (アレルギー疾患)	A. 病型・治療 1. 食物アレルギー疾患 2. アナフィラキシー疾患 3. その他 (アレルギー疾患)	A. 園外・園内食 1. 園外食 2. 園内食 (アレルギー対応食) 3. その他 (アレルギー対応食)	B. 園外活動 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	C. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	氏名 氏名 氏名
気管支ぜん息 (アレルギー) 1. 気管支ぜん息 2. アナフィラキシー疾患 3. その他 (アレルギー疾患)	A. 園外・園内食 1. 園外食 2. 園内食 (アレルギー対応食) 3. その他 (アレルギー対応食)	A. 園外活動 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	B. 園外活動 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	C. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	氏名 氏名 氏名

● 保育所におけるアレルギー疾患の対応は、園長が作成するものと、医師が作成するものとを区別して記載してください。
 ・ 記載する
 ・ 記載しない
 園長 氏名 _____

「生活管理指導表」(裏面)

(※特修式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎)

園名: _____ 園 長: _____ 担当: _____

氏名: _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (生) _____ 歳 _____ ヶ月 _____ 日

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに対して、園長が作成するものです。

病型・治療	保育所での生活上の留意点	氏名	氏名	氏名
アトピー性皮膚炎 (アレルギー) A. 病型 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	A. プール管理 1. 園外活動 2. 園内活動 3. プールの入浴管理	B. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	C. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	氏名 氏名 氏名
アレルギー性結膜炎 (アレルギー) A. 病型 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	A. プール管理 1. 園外活動 2. 園内活動 3. プールの入浴管理	B. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	C. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	氏名 氏名 氏名
アレルギー性鼻炎 (アレルギー) A. 病型 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	A. プール管理 1. 園外活動 2. 園内活動 3. プールの入浴管理	B. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	C. 特別事項 1. 園外活動 2. 園内活動 3. その他 (アレルギー対応食)	氏名 氏名 氏名

● 保育所におけるアレルギー疾患の対応は、園長が作成するものと、医師が作成するものとを区別して記載してください。
 ・ 記載する
 ・ 記載しない
 園長 氏名 _____

5. 学校及び保育園は、児童生徒等の食物アレルギーの現状を把握し、学校教育課や保育課のみならず、医療機関及び消防機関とも情報を共有する。

(1) 学校及び保育園は、エピペン® を所持する児童生徒等が、どこに何人通学、通園しているか、学校及び保育園が持つ情報を医療機関及び消防機関と共有する。

(2) 学校及び保育園は、食物アレルギー事故が発生した場合、救急車要請時に学校及び保育園から伝える内容を明確にする。

エピペン® とは

アナフィラキシーがあらわれたときに使用し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤（アドレナリン自己注射薬）です。



▲ 携帯用ケース



▲ 製品(エピペン® 注射液)0.15mg



▲ 練習用エピペントレーナー



▲ 携帯用ケース



▲ 製品(エピペン® 注射液)0.3mg



▲ 練習用エピペントレーナー



画像提供：マイラン EPD 合同会社

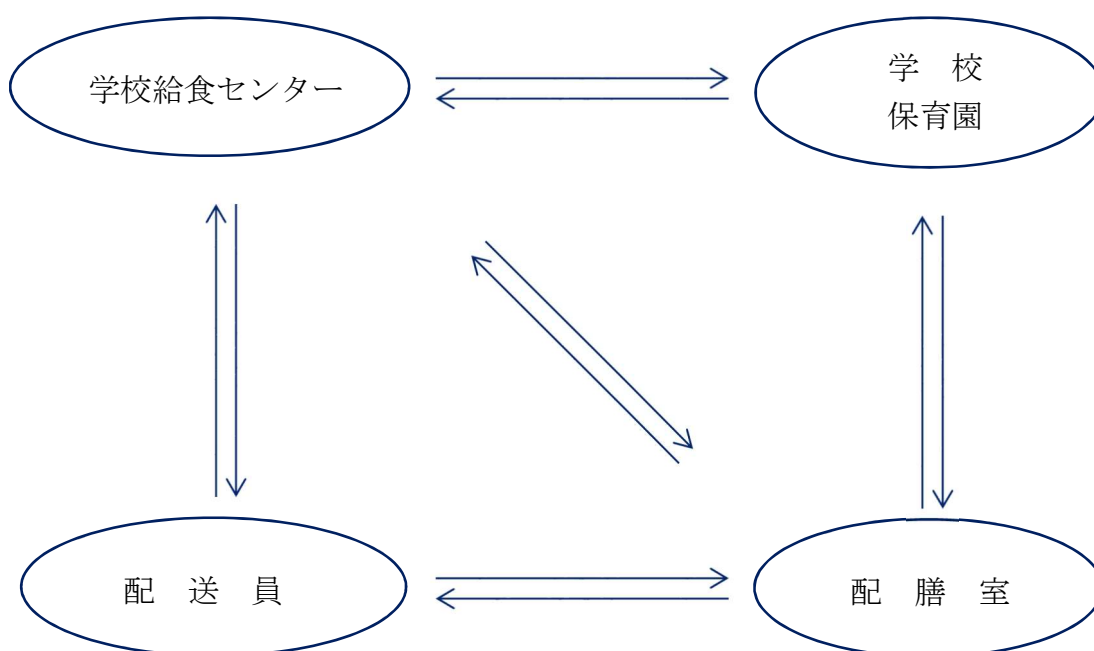
6. 食物アレルギー対応の充実を図るための環境を強化する。

(1) 学校給食センターにおけるアレルギー除去食の拡充

(2) 連携体制の強化

学校給食センターから配送されるアレルギー除去食の給食が、対象者に確実に渡る連携体制を強化する。

連携体制整備における情報共有イメージ



7. 学校教育課は、各学校及び保育園と連携を密にし、ヒヤリハット事例の情報収集を行い、その情報を共有する。

- (1) 学校及び保育園は、全ての食物アレルギーに関する事故情報を報告する。（学校は学校教育課、保育園は保育課）
- (2) 学校教育課及び保育課は、事故情報の報告を受けた場合、すみやかに市教育委員会へ情報提供する。
- (3) 学校教育課は、ヒヤリハット事例を収集し、情報を共有する。
集約した情報は学校及び保育園へフィードバックし、共有することによって、事故防止に努める。

あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針

平成30年9月 策定
令和 3年4月 改定
令和 4年4月 改定
令和 5年4月 改定